

認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護 利用契約書（あさま・たてしなユニット）

_____（以下「利用者」という。）および_____（以下「利用者代理人」という。）とグループホーム新子田の家（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に提供する認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護サービスについて次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は利用者に対し、介護保険法の趣旨にしたがって認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間と更新）

第2条 この利用契約の契約期間は、令和____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

② 契約満了日の10日前までに利用者から書面による更新しない旨の申出がない場合、この契約は自動更新され以降も同様とします。

③ 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

（利用者代理人）

第3条 利用者代理人は利用者自身が判断できない事柄やその家族との協議を要することについて、利用者本人の意思を代理するものとし、入居後は原則的に事業者への申し出や協議は利用者代理人が行うものとします。

② 利用者代理人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について連帯債務者となるものとします。

③ 利用者代理人を定めることができない利用者は、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等を援用します。

④ 利用者代理人が交替したときは、本契約を再締結するものとします。

（利用者身元引受人）

第4条 事業者は利用者代理人に対し、利用者身元引受人を求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。なお、利用者代理人は、利用者身元引受人を兼ねることができます。

② 利用者身元引受人は事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、利用者を監督、保護することに関する決定、利用者の退去、及び残された所持品の引き取り等を行うことの責任を負います。

(利用基準)

第5条 利用者が次の各号に適合する場合、事業者の施設の利用ができます。

- 1 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。ただし、認知症の原因となる疾患(脳血管性障害、神経変性疾患、腫瘍性疾患、感染性疾患、交通事故等による頭部外傷等)が急性の状態にある者を除く。
- 2 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- 3 自傷他害の恐れがないこと。
- 4 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 5 利用者及び利用者代理人が本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること。
- 6 短期利用共同生活介護の場合はあらかじめ30日以内の利用期間の定めがあること。

(認知症対応型共同生活介護計画・短期利用共同生活介護計画の作成)

第6条 事業者は、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者と介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画・短期利用共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成し、利用者又は利用者代理人の同意を得ます。

② 事業者は介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。

③ 利用者は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は明らかに変更の必要がない場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。

④ 事業者は介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画について利用者又は利用者代理人説明し同意を得ます。

(介護サービスの内容及びその提供)

第7条 事業者は利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

- 1 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
 - (2) 日常生活上の世話
 - (3) 日常生活の中での機能訓練
 - (4) 趣味・教養・娯楽活動の機会の提供及び年間行事

(5)相談、援助

(6)健康管理

2介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。

② 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。

③ 事業者は身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。

④ 事業者は保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

(緊急時の対応)

第8条 事業者は利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。但し、利用者にかかる通院等については、利用者の家族・親族等で行うこととします。

② 事業者は利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

③ 事業者はサービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとります。

(利用料等の支払い)

第9条 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。

② 事業者は利用者が事業者を支払うべき認知症対応型共同生活介護サービス・短期利用共同生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。

③ 事業者は利用者に対し毎月15日までに、前月の利用料等（居室の提供料(家賃)を含む）の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。

④ 利用者又は事業者に対し、前項の利用料等を翌月12日までに、事業者の指定する方法により支払います。

⑤ 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者または利用者代理人に対し、領収証を発行します。

(法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付)

第 10 条 事業者は法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービス・短期利用共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者から利用料の支払いを受けたときは、利用者に対して、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

(利用者の権利)

第 11 条 利用者は事業者の施設サービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることもありません。

- 1 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- 2 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること。
- 3 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- 4 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。
- 5 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること。
- 6 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること。
- 7 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること。
- 8 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと。
- 9 生活やサービスについての苦情は職員または苦情相談窓口に出ること。

(利用者の義務)

第 12 条 利用者は、事業者の施設サービスに関して以下の義務を負います。

- 1 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること。
- 2 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- 3 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと。ただし、利用者が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- 4 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合、速やかに事業者に知らせること。
- 5 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者は協力すること。

(造作・模様替え等の制限)

第 13 条 利用者は居室に造作・模様替え等をするときは、事業者に対して予め書面

によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替え等に要した費用および契約終了時の原状回復に要する費用は、利用者の負担とします。

② 利用者は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。

（苦情処理）

第 14 条 利用者は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情相談窓口で苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

（契約の終了）

第 15 条 次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- 1 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合
- 2 利用者が死亡した場合
- 3 利用者が第 16 条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日
- 4 事業者が第 17 条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日
- 5 利用者が病気の治療等その他のため 2 ヶ月以上事業者の施設を離れることが決まり、その移転先が受入れ可能となったとき、または事業者の施設を離れた期間が結果的に 2 ヶ月以上となったとき。
- 6 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき。

（利用者の契約解除）

第 16 条 利用者は事業者に対して、いつでも 7 日間以上の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

（事業者の契約解除）

第 17 条 事業者は利用者に対し、次の各号に該当する場合においては、30 日以上の予告期間において、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

- 1 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 2 ヶ月以上滞納したとき。
- 2 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき。
- 3 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき。
- 4 利用者が常時、身体介護を要する状態となり、他の利用者との共同生活を維持・継続することができず、必要な介護サービスの提供が困難であると事業者が判断したとき。
- 5 利用者が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがな

いとき。

(退去時の援助及び費用負担)

第 18 条 契約の解除あるいは終了により利用者が当施設を退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者の負担とします。

(精算)

第 19 条 事業者が認知症対応型共同生活介護に関し、利用者から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により精算の必要が生じた場合は、サービスの未給付分等必要な金額を返還します。

(損害賠償)

第 20 条 事業者は利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減ずることができます。

② 事業者は万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入します。

③ 利用者の故意、過失により居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者が負担します。

(秘密保持)

第 21 条 事業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

② あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報の提供をすることができます。

(合意管轄)

第 22 条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、長野地方裁判所佐久支部をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者、及び事業者は予め合意します。

(契約に定めのない事項)

第 23 条 この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者、事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

印

利用者代理人

住所

氏 名

印

(本人との関係)

利用者身元引受人

住所

氏 名

印

(本人との関係)

開設者 住 所 長野県長野市大字南長野北石堂町 1177-3

代表者名 社会福祉法人ジェイエー長野会

理事長 上原 孝義

事業者 住 所 長野県佐久市新子田 892 番地 2

名 称 グループホーム新子田の家

管理者 山本 祐子 印